

広島県告示第二百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田之尻三三一―二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成二十二年八月三十日広島県告示第七百二十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び六号は告示で指定した土地に存する標柱十号及び四号と同一とし、標柱八号は告示で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に存するものとする。

山県郡			群市・町	
安芸太田町			町	
中筒賀			大字	
蛇之谷	田平	田之尻		字
一四〇番一	一四六番一	三三〇番二	三三一番一二	地番
標柱五号、六号、七号及び八号		標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号
				標柱番号